

農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七第七項の規定によって、次のとおり登録検査機関の登録事項の変更の届出があった。

令和元年八月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

三次農業協 同組合				登録検査 機関の 名称	
抹消			追加		変更の あった 農産物 検査員
草井 亘	橋本 正道	的場 幸人	當舎 洋樹	氏 名	
三次市下志和地町 二一七五番地	三次市小田幸町七 五〇番一号	三次市三和町下板 木一五七六番地	庄原市中本町二丁 目一番四―二〇二 号	住 所	農産物 検査 を行う 農産物 の種類
もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆	もみ、玄 米、小麦、 大麦、裸 麦、大豆、 そば	年 月 日	
令和元年 六月一四 日				変 更	